令和5年12月1日

「北海道信用金庫の投信自動積立(定時定額購入取引)」取扱規定の 改訂について

平素は北海道信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。 令和6年からの新NISA制度開始に伴い、下記のとおり「北海道信用金庫の投信 自動積立(定時定額購入取引)」取扱規定を改訂するのでお知らせいたします。

記

1. 改訂日

令和6年1月4日(木)

2. 対象規定

「北海道信用金庫の投信自動積立 (定時定額購入取引)」取扱規定 ※改訂後の規定については<u>こちら</u>をご覧ください。

3. 改訂内容

新NISA制度開始に伴う記載の変更等 ※改訂内容詳細につきましては、次頁以降の「新旧対照表」をご覧ください。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先> 北海道信用金庫 業務企画部 村田 ™:011-241-2120



改定後(改定部を赤字で記載)

「北海道信用金庫の投信自動積立(定時定額購入取引)」取扱規定

1. (略)

2. (買付銘柄の選定)

- (1) 本サービスによって買付できる投資信託は、 自動けいぞく(累積)投資銘柄のうち、当金庫が 選定する銘柄(以下「選定銘柄」といいます。)と します。ただし、非課税口座に設けられた特定累 積投資勘定(以下「つみたて投資枠」といいます。) 又は特定非課税管理勘定(以下「成長投資枠」と いいます。)において買付できる投資信託は、選定 銘柄のうち、つみたて投資枠又は成長投資枠用と して当金庫が選定する銘柄とします。
- (2) (略)
- 3. (略)

4. (買付金額の引落し)

(1)~(3) (略)

(4) 1銘柄あたりの毎月の買付金額の単位等は選定銘柄ごとに目論見書補完書面に定めるものとします。なお、つみたて投資枠をご利用される場合の毎月の買付金額の上限は、原則10万円(指定銘柄が複数ある場合は、それらを合算した毎月の買付金額合計で10万円を上限)とします(ただし、(5)で定める増額月を設ける場合を除きます。)。

(5) \sim (8) (略)

5. (買付時期及び方法)

(1)~(3) (略)

(削除)

(4) 買付手数料及び消費税は、当該指定銘柄の「自動けいぞく(累積)投資約款」に定めがある場合には、徴収するものとします。

改定前(改定部に 表示)

「北海道信用金庫の投信自動積立(定時定額購入取引) | 取扱規定

1. (略)

2. (買付銘柄の選定)

(1) 本サービスによって買付できる投資信託は、自動けいぞく(累積)投資銘柄のうち、当金庫が選定する銘柄(以下「選定銘柄」といいます。)とします。ただし、つみたてNISAにおいて買付できる投資信託は、選定銘柄のうち、つみたてNISA用として当金庫が選定する銘柄とします。

- (2) (略)
- 3. (略)

4. (買付金額の引落し)

(1)~(3) (略)

(4) 1銘柄あたりの毎月の買付金額の単位等は選定銘柄ごとに目論見書補完書面に定めるものとします。なお、つみたてNISAをご利用される場合の毎月の買付金額の上限は、原則33,000円(指定銘柄が複数ある場合は、それらを合算した毎月の買付金額合計で33,000円を上限)とします(ただし、(5)で定める増額月を設ける場合を除きます。)。

(5) \sim (8) (略)

5. (買付時期及び方法)

(1)~(3) (略)

- (4) つみたてNISAをご利用の場合に、収益分配金の再投資等により、その年のつみたてNISAで買付した金額の合計額が40万円を超える場合は、当該40万円を超える部分については、特定口座又は一般口座での買付となります。
- (<u>5</u>) 買付手数料及び消費税は、当該指定銘柄の「自動けいぞく(累積)投資約款」に定めがある場合には、徴収するものとします。

改定後(改定部を <mark>赤字</mark> で記載)	改定前(改定部に表示)
6.~9. (略)	6. ~9. (略)
 10. (その他) (1) つみたて投資枠をご利用の場合は、買付及び換金に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。 (2)~(3) (略) 11. (略) 	10. (その他) (1) つみたてNISAをご利用の場合は、買付及び換金に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。 (2)~(3) (略) 11. (略)
以 上 (令和6年1月 改訂)	以 上 (<u>令和2年4月</u> 改訂)